

改正消費税

2019 年 10 月からの消費税改正点

TKC 近畿兵庫会 阪神支部 税理士 平沼丈司

【仕入税額控除の要件厳格化】

原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」又は「適格簡易請求書」の保存が仕入税額控除の要件とされるとともに請求書等への記載要件が追加されます。また、課税仕入れが軽減税率対象品目に係るものである場合には、帳簿の記載要件として「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」が加えられます（区分記載請求書等保存方式と同様）。

(1) 請求書等の保存

原則として、下記請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされます。

- ① 適格請求書（もしくは電磁的記録）
- ② 適格簡易請求書（もしくは電磁的記録）
- ③ 仕入明細書、仕入計算書等の書類で適格請求書の記載事項が記載されているもの（適格請求書発行事業者の確認を受けたものに限る）
- ④ せり売り等一定の書類

(2) 適格請求書への記載要件

適格請求書には下記の記載項目が必要となります。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 適格請求書発行事業者の登録番号（適格請求書で追加）
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨（区分記載請求書等で追加））
- ⑤ 税率ごとに合計した対価の額（税込み（区分記載請求書で追加）又は税抜き）及び適用税率（適格請求書で追加）
- ⑥ 税率ごとに合計した消費税額（適格請求書で追加）
- ⑦ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

注）免税事業者からの仕入れは、②の要件を満たせない（適格請求書に該当しない）ため、仕入税額控除ができなくなります。